

十九	八	七	六五	四	三	二	一	行成省
一 利 行 行 価 率 格 日	發 利 行 行 價 率 格 日	振 替 單 位 金 額	最 低 額 面 金 額	払 發 込 行 方 法	發 行 方 法	用 等 替 條 律 項 及 の び 適 そ	名 稱 及 び 根 拠 記	平 成 件 十 年 五 等 年 十 五 年 次 十 年 十 月 と 二 月 九 日 告 日 示 に 第 七 五 条 第 三 項 令 第 六 百 九 十 二 号 示 す 行 の 規 定 し た 利 付 基 づ 債 の 大 藏
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金十。整載法 七額五数又の パ百年倍は規 一円十の記定 セに一金録に ンつ月額はよ トきニに、る 百十より最振 円五る低替 七日も額口 錢の面座 と金簿	五千額よ金基附法國機用、成社条二財回利 万円七面る運づ則律民關を振十債第十政付 円百金引用き第一年は受替三等一六融國 九額受基厚三平金日け法年の項年資庫債 十でけ金生十成法本る、法振法資 九千に労七等銀もと律替律金券(五年) 億七寄働条の行のいう第特別大臣 二百託大第一年法律一部にう七關百別 千九さ臣一法律をとし、十す一會谷垣 五十八れか項をする、の五る号計 百八たらの第改そ規号法、法 八億資年規正すの定。律第、三禎 十円資金金定す振の以、十昭和 六に資に)する替適下平一和二							

十一

の経過利子

るす算込年  
。る金出  
期資し  
に金に  
額加運  
え用基  
を第次  
理算式  
号第十  
八号に  
も規よ  
と規り  
す定り  
払

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{66}{365}$$

十三 初期利子

す次そが金と平  
る号の銀額し成  
期及翌行を十  
日び営休支次六  
に第業業払の年  
つ十日日う算三  
い五にに式月二  
て号支當たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、期た期

十四

後第  
の二  
利期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 十十  
七六五

払元償償  
込場利還  
期所金金期  
日支額限  
子以

平 日額平利てを毎  
成 本面成子、支年  
十五 銀金ニをそ払三  
年 行額十支の期月  
百 年払日と二  
年 円九う以し十  
月 に月。前、日  
月 つ二 六各及  
月 き十 月支び  
百 日 間払九  
円 円 に期月  
属 に二  
す お十  
い 日